

倉敷市庁舎等再編整備事業
(行政ゾーン整備)
基本協定書 (案)

令和4年8月31日

倉敷市

倉敷市庁舎等再編整備事業（行政ゾーン整備）

基本協定書（案）

倉敷市庁舎等再編整備事業（行政ゾーン整備）（以下「本事業」という。）に関し、倉敷市（以下「甲」という。）と〔（応募グループの代表企業）〕を代表企業（以下「代表企業」という。）とし、〔 〕及び〔 〕を構成企業（これらの企業を個別に又は総称して「構成企業」という。）とする優先交渉権者（以下、代表企業及び構成企業を総称して、「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し乙が優先交渉権者として決定されたことを確認し、甲と乙との、倉敷市庁舎等再編整備事業（行政ゾーン整備） 事業契約（以下「事業契約」という。ただし、倉敷市議会の議決を得るまでは「事業仮契約」という。）の締結（以下、事業仮契約の締結及び事業仮契約について倉敷市議会の議決を得ることを総称して「事業契約の締結」という。）に向けて、甲及び乙の義務を定めるものとする。

（事業契約の締結）

第2条 甲及び乙は、本協定締結後令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日までに、事業仮契約を締結するものとする。

2 甲及び乙は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなければならない。

3 乙は、事業契約の締結のための協議においては、本事業に係る募集手続において甲が示した要望事項（本事業の事業者選定委員会の要望事項を含む。）を尊重しなければならない。

4 甲は、本協定の締結後、事業契約の締結までの間に、代表企業又は構成企業のいずれかが募集要項に定める本事業に係る募集手続への参加資格（以下、単に「参加資格」という。）を喪失した場合、事業契約の締結をしないものとする。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を喪失した場合であって、乙（参加資格を喪失した構成企業を除く。）が、甲と協議の上、参加資格を喪失した構成企業に代えて、参加資格を有する企業であって甲が乙の事業提案書等（募集要項、要求水準書その他募集要項と一体的な書類に記載された甲の指定する様式に従い作成され、乙が甲へ提出した書類及びその他本事業の募集手続に関し乙が甲に提出した書類、図書等の一切をいう。以下同じ。）の内容の継続性に支障を来しないと判断した企業を構成企業として加えたときは、この限りではない。

5 甲は、本協定の締結後、事業契約の締結までの間に、代表企業又は構成企業のいずれかが次の各号のいずれかの事由に該当するに至った場合、事業契約の締結をしないことができるものとする。

（1） 役員等（当該企業の役員、その支店又は本協定を締結する事務所の代表者その他経

営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員(同第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

- (2) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 当該企業が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、甲が当該企業に対して当該契約の解除を求め、当該企業がこれに従わなかったとき。
- 6 甲は、本協定の締結後、事業契約の締結までの間に、代表企業又は構成企業のいずれかが本事業に関し、次の各号のいずれかの事由に該当するに至った場合、事業契約の締結をしないことができるものとする。
- (1) 公正取引委員会が、当該企業に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(同第8条の2第2項及び同第20条第2項において準用する場合を含む。)、同第8条の2第1項若しくは第3項、同第17条の2又は同第20条第1項の規定による措置を命じ、当該措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、当該企業に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び同第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
 - (3) 当該企業(当該企業の代表者又は役員、代理人、使用人その他の従業者)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同第198条の規定による刑が確定したとき。
 - (4) その他当該企業が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 7 乙は、本協定の締結後、事業契約の締結までの間に、代表企業又は構成企業のいずれかが本事業に関し、前項各号のいずれかの事由に該当するに至った場合、事業契約の締結が

されたか否かにかかわらず、甲に対し、違約金として、事業提案書等に基づき事業契約の契約金額となるべき金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額の合計の10分の2に相当する金額を甲が指定する期限までに連帯して支払わなければならない。なお、甲に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、甲が乙に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げない。

(事業契約の締結に至らなかった場合等の処理)

第3条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により令和5年●月●日までに事業契約の締結に至らなかった場合（前条第4項乃至第6項に定める事由等により事業契約の締結に至らなかった場合を含むが、これに限られない。）、甲に対し、違約金として、事業提案書等に基づき事業契約の契約金額となるべき金額並びにこれに対する消費税及び地方消費税相当額の合計の10分の1に相当する金額を甲が指定する期限までに連帯して支払うとともに、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用のすべてを連帯して負担するものとする。なお、甲に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合において、甲が乙に対して当該超過分につき賠償請求することを妨げない。

2 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、既に乙が本事業の準備に関して支出した費用のうち合理的と認められる範囲のものを負担する。なお、事業仮契約について倉敷市議会の議決を得られなかった場合は、甲の責めに帰すべき事由に該当しないものとする。

3 前2項に定める場合を除き、令和5年●月●日までに事業契約の締結に至らなかった場合、既に甲及び乙が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(準備行為)

第4条 乙は、事業契約の締結の前であっても、自己の責任と費用において、本事業の実施に関し必要かつ相当な範囲において準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなければならない。

(秘密保持)

第5条 甲及び乙は、本事業に関連して受領した情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持するとともに、責任をもって管理しなければならない。この場合において、甲及び乙は、本事業以外の目的で秘密情報を使用してはならず、本協定に特段の規定がある場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

(1) 開示の時に公知である情報

(2) 開示される前に自ら正當に保持していたことを証明できる情報

- (3) 開示の後に甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 甲及び乙が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により承諾した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係機関等による犯罪捜査等へ支障を来す場合は、事前の通知を行うことを要しない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令（倉敷市情報公開条例（平成10年倉敷市条例第5号）を含むが、これに限られない。以下次項において同じ。）に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 甲につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザーに開示する場合
- 4 甲は、前3項の規定にかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他甲の定める諸規定に従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本協定に基づく権利義務及び本協定上の地位につき、第三者へ譲渡等をしてはならない。

（本協定の有効期間）

第7条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から事業契約の締結の日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第5条、第6条及び第9条の規定の効力は存続するものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

（準拠法及び裁判管轄）

第9条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属的合意管轄裁判所は岡山地方裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲並びに乙の代表企業及び構成企業がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和〔 〕年〔 〕月〔 〕日

(甲) 倉敷市西中新田 640 番地
倉敷市
倉敷市長 伊 東 香 織

(乙) 構成企業（代表企業）
所在地
商号又は名称
代表者名

構成企業
所在地
商号又は名称
代表者名